

長岡都市計画地区計画の変更

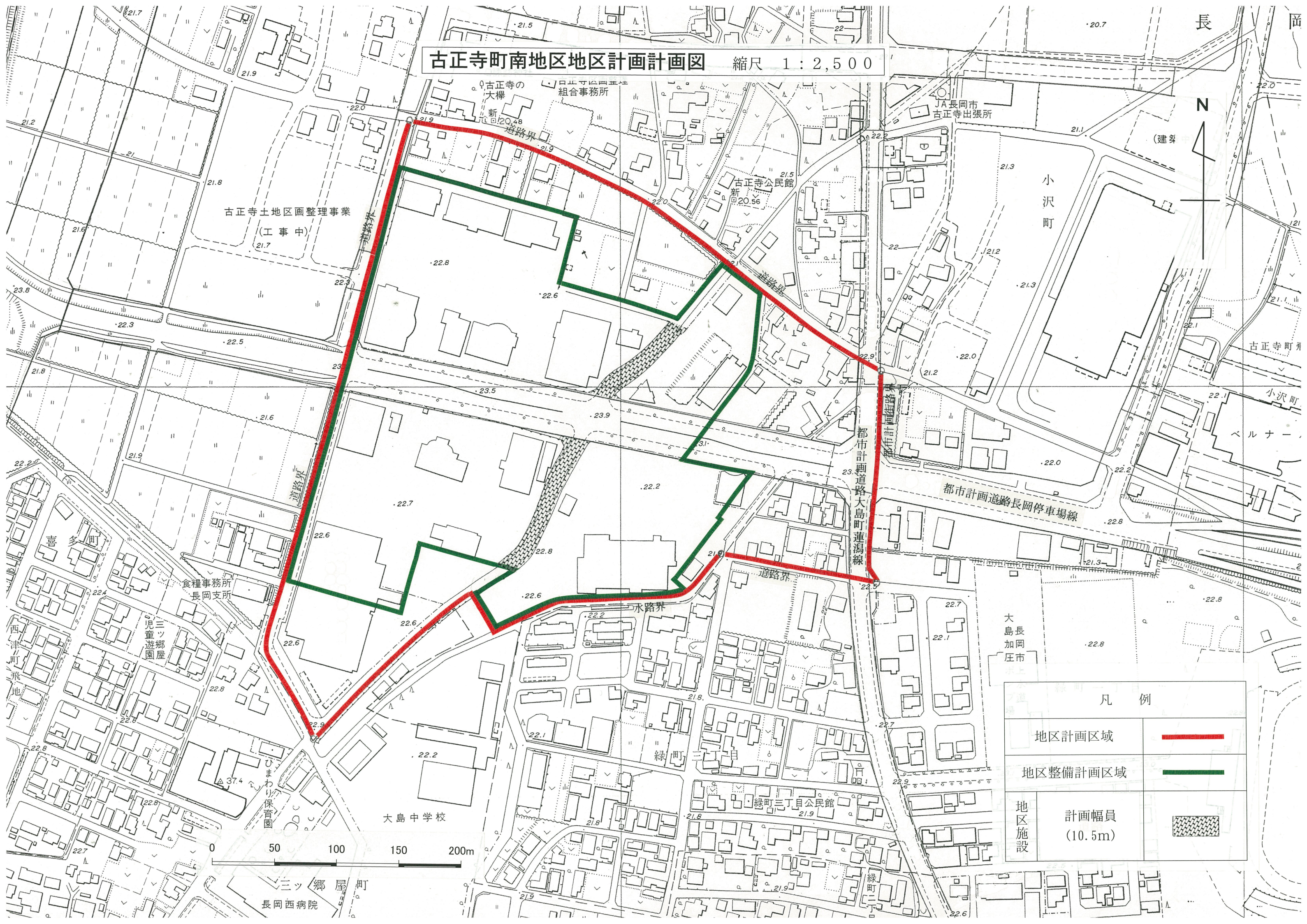
(長岡市決定)

都市計画古正寺町南地区地区計画を次のとおり変更する。

名 称		古正寺町南地区地区計画
位 置		長岡市古正寺町、寺島町、小沢町、緑町3丁目の各一部
面 積		約 14.1 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、JR長岡駅から西へ約3km、大手大橋から約500mの位置にある。地区をJR長岡駅から国道8号（長岡バイパス）に接続する都市計画道路長岡停車場線が東西に貫通しており、この道路を有効に利用した商業化が見込まれている。 このため、地区計画を策定することにより、商業地として適正かつ合理的な土地利用を図り、健全な商業環境を形成し保持することを目標とする。
	土地利用の方針	調和のとれた良好な市街地環境を形成するため、地区全体として健全な商業地にふさわしい土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	(道路) 道路については、都市計画道路長岡停車場線への接続を基に、既存の道路を幅整備することにより、歩行者、自動車の安全性と利便性の向上を図る。
	建築物等の整備方針	健全でゆとりある商業空間を創出するため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。また、敷地内には極力植栽を行い地区の緑化に努めるものとする。
地区整備計画	位 置	長岡市古正寺町の一部
	面 積	約 9.0 ha
	地区施設の配置及び規模	道路 区画道路 幅員 10.5 m 総延長 約 210 m
	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 住宅 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 4. 病院 5. ホテル又は旅館 6. 自動車教習所 7. 畜舎 8. 工場（建築基準法施行令第130条の6に定めるもの及び作業場の床面積の合計が50㎡以下の自動車修理工場を除く） 9. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号及び第3号から第6号（店舗型風俗特殊営業）に掲げる風俗関連営業の用に供するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000 ㎡
	壁面の位置の制限	都市計画道路長岡停車場線及び市道上川西226号線に面する建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、3.0m以上とし、その他の道路にあっては、1.0m以上でなければならない。 ただし、車庫及び物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3.0m以下のものにあっては、この限りではない。
	建築物の意匠の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色は、原色の多用を避け明るく落ち着いた色調とする。
かき又はさくの構造の制限	道路に面する部分のかき又はさく（門柱及び門扉を除く）の構造は、生垣又はフェンス若しくは鉄柵等透視可能なものとし、道路境界線から1.0m以上の植栽帯を極力設け、緑化に努めるものとする。 ただし、道路面からの高さが1.2m以下のものにあっては、この限りではない。	

「区域は計画図表示のとおり」

古正寺町南地区地区計画計画図 縮尺 1:2,500



古正寺土地区画整理事業
(工事中)

食糧事務所
長岡支所

三ツ郷屋
児童遊園

ひまわり保育園

大島中学校

古正寺の大樹
新
20.48

古正寺公民館
新
20.96

古正寺公民館
新
20.96

緑町三丁目公民館
21.9

都市計画道路長岡停車場線

都市計画道路大島町蓮湯線

凡例	
地区計画区域	
地区整備計画区域	
地区施設 計画幅員 (10.5m)	

0 50 100 150 200m

三ツ郷屋町
長岡西病院

N

古正寺町南地区地区計画 建築物の用途制限表

この他に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当する施設に対し用途制限があります。別途ご確認ください。

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考	
建てられる用途 建てられない用途 条例により建築が制限されているもの 地区計画で建てられない用途 地区計画で一部建築が可能な用途（備考欄確認）															
住居系	住宅						×								
	兼用住宅	①	①	①			×								
	共同住宅、寄宿舎、下宿						×								
公益施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校														
	大学、高等専門学校、専修学校等														
	図書館等														
	神社、寺院、教会等														
	診療所														
	保育所等														
	病院						×								
	老人ホーム、福祉ホーム等														
	老人福祉センター、児童厚生施設等	①	①												
	公衆浴場														
	巡査派出所、公衆電話所等公益上必要な建築物														
	自動車教習所					④	×								
店舗等	店舗・飲食店等		※	※									⑥	※用途制限あり	
				※									⑥		
		上記以外の店舗、飲食店			③	④	⑤	⑤				⑤	⑥		
	事務所等			③	④										
	集会場			③	④										
	ホテル、旅館				④	×									
遊技施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場				④										
	カラオケボックス等					⑤	⑤					⑤	⑤		
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等					⑤	⑤					⑤			
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	客席の部分の床面積の合計が200㎡未満のもの													
		客席の部分の床面積の合計が200㎡以上のもの													
	ナイトクラブ等							②							
	キャバレー、料理店等														
	個室付浴場業等														
複合施設	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの（劇場、映画館、演芸場、観覧場については客席部分の床面積）														
工場・倉庫等	単独車庫（付属車庫を除く）			※	※	※	※							※2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下のものは建築可能	
	建築物付属自動車車庫	1階以下かつ600㎡以下のもの													
		2階以下かつ3,000㎡以下のもの													
		2階以下のもの													
		倉庫業を営む倉庫													
		畜舎			①	④	×								
		パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店等で作業場の床面積の合計が50㎡以下のもの	①	①	①										
	自動車修理工場	作業場の床面積の合計が50㎡以下のもの													
		作業場の床面積の合計が150㎡以下のもの													
		作業場の床面積の合計が300㎡以下のもの													
		作業場の床面積の合計が50㎡以下かつ危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						×							
		作業場の床面積の合計が150㎡以下かつ危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場													
		作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場													
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場														
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量	量が非常に少ない施設				③	④									
	量が少ない施設														
	量がやや多い施設														
	量が多い施設														
	卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等													都市計画区域内においては、都市計画決定が必要	

注1)本表は建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。
 注2)本市は「田園住居地域」の用途指定はありません。

①一定規模以下のものに限り建築可能
 ②当該用途に供する部分が200㎡未満の場合に限り建築可能
 ③当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能
 ④当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能
 ⑤当該用途に供する部分が10,000㎡以下の場合に限り建築可能
 ⑥物品販売店舗、飲食店が建築禁止